

岩手労働局発表平成28年5月30日(月)

報道機関各位

#### 【照会先】

岩手労働局 雇用環境·均等室 雇用環境·均等室長 石原 房子 雇用環境・均等維護 柴田 千波 (電話)019-604-3010

# 県内初の女性活躍推進法に基づ〈認定(えるぼし認定)企業が誕生しました! 認定通知書交付式開催(6月1日)

岩手労働局(局長 久古谷 敏行)は、株式会社薬王堂及び株式会社岩手銀行を県内で初めて女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として認定し、下記のとおり認定通知書交付式を開催します。

「えるぼし」認定企業

【認定段階3段階目】

# 株式会社薬王堂(矢巾町)

評価項目の主な達成状況

- ・管理職(部長、マネージャー以上)に占める女性割合:15.4% (卸売業、小売業平均値4.8%)
- ・採用 10 年後の継続雇用割合:女性 42%、男性 40%

# 【認定段階3段階目】

# 株式会社岩手銀行(盛岡市)

評価項目の主な達成状況

認定マーク 「えるぼし」3段階目

- ・管理職(支店長代理級以上)に占める女性割合:10.7%
  - (金融業、保険業平均値7.2%)
- ・正行員1か月当たりの時間外・休日労働時間数:平均7.7時間

その他の評価項目の達成状況は別紙のとおり

認定通知書交付式 当日の取材を歓迎します。

- 1. 交付日時 平成 28 年 6 月 1 日 (水) 14 時 00 分
- 2. 交付場所 盛岡第2合同庁舎 5階会議室(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)



平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定 及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関す る状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度(概要は 参照1)が創設されています。

# 株式会社薬王堂

労働者数 2,932 人 (男性 540 人、女性 2,392 人)



# 認定に係る評価項目達成状況

### 評価項目1【採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。

#### 達成状況

女性の競争倍率: 4.44 倍 男性の競争倍率: 5.21 倍

# 評価項目2【継続就業】

「10事業年度前及びその前後に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が8割以上であること

#### 達成状況

女性の継続雇用割合(A): 42% 男性の継続雇用割合(B): 40% A/B=1.05

## 評価項目3【労働時間等の働き方】

労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて 45 時間未満であること

#### 達成状況

各月とも 45 時間未満

#### 評価項目 4 【管理職比率】

管理者に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

#### 達成状況

15.4% (卸売業、小売業平均値:4.8%)

#### 評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、以下の2項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正規社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

#### 達成状況

- A 女性の非正規社員から正社員への転換:2名
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用:2名

## 一般事業主行動計画

計画期間 平成28年4月1日~平成33年3月31日

# 株式会社岩手銀行

所 在 地盛岡市業種金融業

労働者数 2,260 人 (男性 1,111 人、女性 1,149 人)



# 認定に係る評価項目達成状況

# 評価項目1【採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。

#### 達成状況

女性の競争倍率: 9.21 倍 男性の競争倍率: 11.88 倍

#### 評価項目2【継続就業】

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数:男性労働者の平均継続勤務年数」が 0.7 以上であること

#### 達成状況

女性の平均継続勤務年数 (A): 13 年 男性の平均継続勤務年数 (B): 16.42 年 A/B=0.79

## 評価項目3【労働時間等の働き方】

労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて 45 時間未満であること

#### 達成状況

各月とも 45 時間未満

#### 評価項目 4 【管理職比率】

管理者に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

#### 達成状況

10.7% (卸売業、金融業、保険業平均値:7.2%)

# 評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、以下の2項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正規社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

#### 達成状況

- A 女性の非正規社員から正社員への転換:8名
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換:21名

## 一般事業主行動計画

計画期間 平成28年4月1日~平成31年3月31日

# 女性活躍推進法に基づく認定を取得しましょう!

# 女性活躍推進法に基づ(認定(えるぼし認定)とは

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進 に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定 を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進 事業主であることを PR することができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待で きます(例 求人広告、求人票、商品、名刺、印刷された広告、テレビ広告など)。

# 認定の段階

評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

各段階において、以下のいずれも満たすことが必要です。(法施行前からの実績を含めることが可能)

# 1段階目

裏面に掲げる5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働 **省のウェブサイト ( 1 ) に毎年公表**していること。

満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連 する取組( 2)を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイ トに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

下段の 印に掲げる基準を全て満たすこと。

# 2 段階目



裏面に掲げる5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働 **省のウェブサイト(1)に毎年公表**していること。

満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連 する取組(2)を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイ トに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

下段の 印に掲げる基準を全て満たすこと。

#### 3段階目



裏面に掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト ( **1)に毎年公表**していること。

下段の 印に掲げる基準を全て満たすこと。

- 1)厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」
- 2)必ずしも指針に盛り込まれた取組に限定されるものではなく、指針に盛り込まれた取組と同等以上に自 社において効果的と考えられる取組であればよい。

#### 裏面に掲げる基準以外のその他の基準は以下の3つです。

事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。 女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。 「その他関係法令」とは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法など

#### 岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5F

TEL 019-604-3010

# 認定基準

以下の、1から5の評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

## 【評価項目1:採用】(区)

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度( )であること

『直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」』×0.8が、『直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」』よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る)

# 【評価項目2:継続就業】(区)

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数 ÷ 男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 0.7 以上であること (期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)

#### 又は

「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 0.8 以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る)

# 【評価項目3:労働時間等の働き方】(区)

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、全て45時間未満であること

「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」< 45 時間

これにより難い場合は、

[「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」 - 「各月の法定労働時間の合計 =  $(40 \times 8 + 7) \times 7 \times 9$  象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45 時間

#### 【評価項目4:管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること 又は

『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」』: 『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」』が0.8以上であること

# 【評価項目5:多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと) 中小企業は1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用



# **Press Release**

平成 28 年 5 月 13 日 【照会先】

均等業務指導室長

高橋 弘子

均等業務指導室長補佐 中込 左和

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7840)

(直通電話) 03(3595)3272

報道関係者 各位

# 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業 46 社認定しました! - 義務企業の行動計画策定届出率は 85,0%-

平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法(※)では、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度が創設されています。

(※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(添付資料1))

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

また、「公共調達における加点評価」と「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。 (添付資料3、4)

4月末日までに全国で46社の企業を「えるぼし」企業として認定しましたのでお知らせします。(認定企業一覧は別添1を、認定基準については添付資料2をご参照ください)

なお、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出が義務づけられている301人以上の大企業における届出率は4月末日現在85.0%です。(前回(4月1日)より13.5ポイント増加)

#### ■全国の認定企業数

(社)

	301 人以上企業	300 人以下企業	計
認定企業数	43	3	46
認定段階3	36	2	38
認定段階2	7	1	8
認定段階 1	0	0	0

(認定企業の一覧については別添1をご覧ください。)

#### ■全国の一般事業主行動計画策定届出企業数

301 人以上企業			300 人以下企業
(1)企業数(社)	(2)行動計画 届出企業数(社)	(3)届出率(%) ((2)/(1))	(4)行動計画 届出企業数(社)
15,398	13,087	85.0	859

(都道府県別の一般事業主行動計画策定届出企業数については別添2をご覧ください。)

#### 【参考1】女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

添付資料1:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要 (民間事業主関係部分)

添付資料2:女性活躍推進法に基づく認定制度

※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取

得しましょう!」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/nintei\_1.pdf

#### 【参考2】「えるぼし」認定企業への優遇措置

#### 1 公共調達における加点評価

公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行うときは、契約の内容に応じて、「えるぼし」認定企業は加点評価されます。

添付資料3:女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達においてより幅広く 評価する取組指針について

# 2 日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)において実施している「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。

(※) 基準利率: 中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%(平成28年5月13日時点)

添付資料4:企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)制度について